

南島原市において、「**施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行**」に取り組むため、「**余裕期間制度を活用した工事**」を試行しますので、お知らせします。

- ①タイプ : 任意着手方式
- ②余裕期間 : 工期の30%以内かつ60日以内  
※現場代理人、主任（監理）技術者の配置不要
- ③対 象 : 市が発注する建設工事（対象工事は、公告、入札執行通知書、特記仕様書に明記）  
※対象外工事  
指定された時期までに完成が求められるなど工程に制限を要する場合や余裕期間を設定することにより繰越が想定される工事
- ④実施方法 : 「余裕期間制度を活用した工事試行要領」による
- ⑤余裕期間の選定 : （任意着手方式）  
発注者指定方式で発注しないといけない場合を除き、原則、任意着手方式
- ⑥採用理由 :
  - 効率的な資機材の確保、技術者の配置が可能。
  - 配置予定技術者が他工事に配置されている場合でも入札参加が可能。
  - 受注者の都合により工期設定が可能のため、施工時期の平準化が見込める。

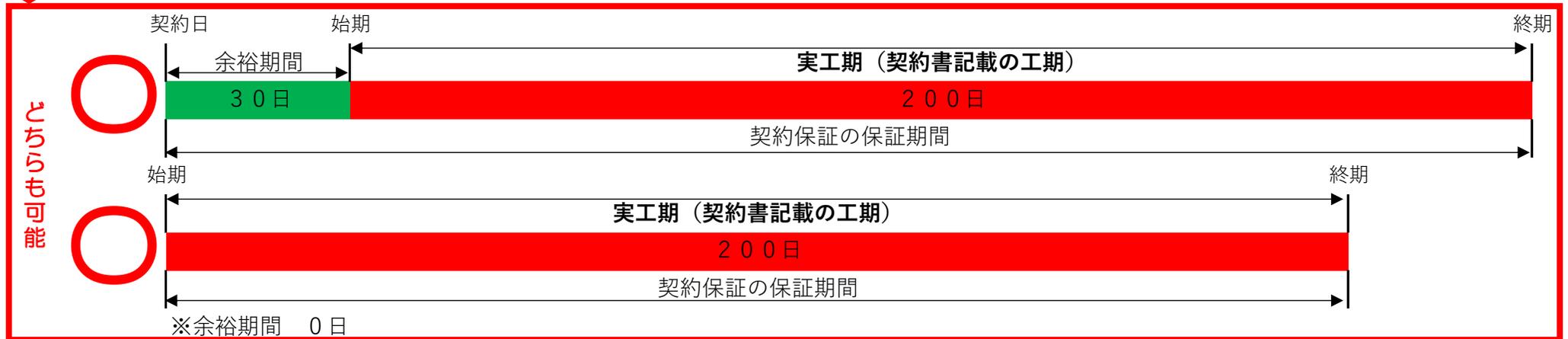
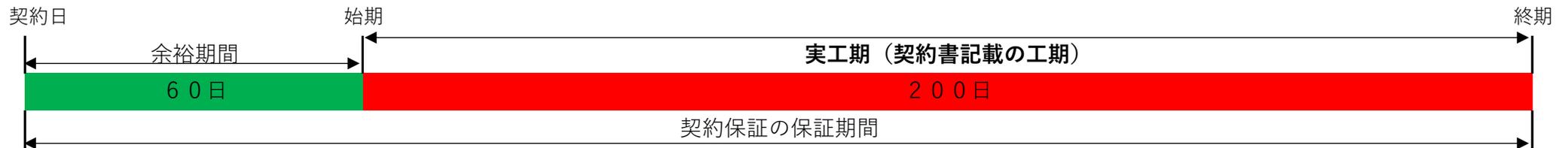
## 余裕期間（任意着手方式）を設定している工事について

### ● 余裕期間の変更ができます。

- ・ 受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
- ・ 工事着手期限までは、当初契約前でも、契約後でも余裕期間の変更が可能です。
- ・ 契約締結前に、実工期について、発注者に工期通知書（別記様式）を提出してください。

### ● 注意事項

- ・ 余裕期間が変更されても実工期は変更されません。



## 実工期と余裕工期の設定例

### ●設計金額3,000万円の道路改良工事の場合

標準工期は、**190日間**

余裕期間は、要領第4条において「実工期の30%かつ60日間を越えない範囲で設定」と規定している。

実工期×30%は**57日**となり、60日間を越えていないので、この場合、**最大57日間**を余裕工期とすることができる。

特記仕様書記載例（任意着手方式で日程指定しない場合）

実工期：工事の始期から**190日間**

（余裕期間は**最大57日間**とし、契約締結日から**最大57日間**後の翌日を工事着手期限とする。）

※年度末工期等の場合は工事着手期限を設定するので注意

### ●注意点

営繕工事の余裕期間制度活用工事については、共通費の算定に用いる工期に余裕期間は含みません。